

機能性表示食品の調査から

主婦連合会社会部では、この制度がスタートした2015年4月1日から2017年3月31日まで消費者庁に届出された機能性表示食品の中で消費者が手にしやすい飲料について調べてみました。

2017年3月31日時点で公表されている機能性表示食品は927件。飲料関係は193件あり、機能性関与成分、商品名、届出者名、届出表示の機能、注意事項等についてまとめました。

その経緯の中で特に気になった項目を下記に挙げました。

■機能性表示食品の対象者があいまい

対象者は、あくまで「健康な成人」であり、疾病に罹患している人、未成年者、妊娠中及び妊娠の可能性のある人は対象外ですが、「妊娠中および妊娠の可能性のある人は摂取に注意すべき」と記載されている製品もあった。

■医薬品との相互作用の表示がない

消費者庁に届けられた論文・資料等には、医薬品との相互作用についてや、医師や薬剤師に相談するよう促す記載も見受けられるが、パッケージには注意事項として書かれている製品は少ないのが実態。消費者に医薬品との相互作用に関する情報が届いていない。

■過度な期待と誤認を与える

血糖値を下げる、ウエストサイズや体重を減らす等記載されている製品の資料等を見ると、BMI(体重と身長の関係から肥満度を示す体格指数)がとても高く肥満気味な人が対象となっている。肥満気味な人には効果が現れても、標準的な人には効果があるとは思えず、過度な期待と誤認を与えている。

■他の保健機能制度との区別がつきにくい

強調表示や広告表現は消費者庁長官が許可している「トクホ」と区別がつかないばかりか、いわゆる健康食品との違いもよくわからない。「健康補助食品」「栄養補助食品」といった表現も多く、消費者に混乱を与えている。